



埼玉県報

第92号
令和2年(2020年)
3月27日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

訓令

- 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（総務給与課）

告示

- 認定特定非営利活動法人の認定の失効に係る公告（共助社会づくり課）
- 戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定（産業支援課）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり課）
- 森林法第189条の規定に基づく告示（森づくり課）
- 森林法第189条の規定に基づく告示（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 鴻巣都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 所沢都市計画区域区分の変更（都市計画課）

- 草加都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 加須都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 羽生都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 毛呂山・越生都市計画事業今宿東土地区画整理事業の換地処分のお知らせ（市街地整備課）
- 加須都市計画事業正能・戸崎地区土地区画整理事業の施行の認可（市街地整備課）
- 路地状敷地等の特例について安全上等支障がない場合の基準を定める件の一部を改正する告示（建築安全課）
- 深谷都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 県道吉場安行東京線の供用の開始（さいたま県土整備事務所）
- 県道東京所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道所沢武蔵村山立川線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 埼玉県指定有形民俗文化財の指定解除（文化資源課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

雑報

- さいたま市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告（住宅課）
- 熊谷市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告（住宅課）
- 越谷市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告（住宅課）

規則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育委員会規則第七号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「教育事務所及び県立学校に対する」を削り、同条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第二十条第三号中「給与（旅費を除く。）事務」を「初任給の決定及び昇給事務」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十一条第二項の表中

魅力ある高校づくり課、県立学校人事課、小中学校人事課及び教職員採用課	を	県立学校人事課、魅力ある高校づくり課、小中学校人事課及び教職員採用課
------------------------------------	---	------------------------------------

に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項の表中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「及び第九号」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬清喜

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1号を加える。

- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に関する事（少年捜査課及び保安課の所掌に属するものを除く。）。

第18条の2第3号中「（平成15年法律第83号）」を削る。

第19条第13号を次のように改める。

- (13) 前各号に掲げるもののほか、部内の所掌に係る許可等事務に関する事。

附 則

この規則は、令和2年3月31日から施行する。

規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一三―五二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項に次の一号を加える。

三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する障害者である職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であつて勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として任命権者が認めるもの

第一条の二第二項中「第一条の四第二項第一号」を「第一条の四第一項第四号」に改める。

第一条の四第一項第一号中「六時間」を「四時間三十分」に改め、「。次項第一号において同じ」を削り、同項第二号中「午前九時から午後四時」を「午前十時から午後三時三十分」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第一条の二第一項各号に掲げる職員の勤務時間は、区分期間（同条第二項の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき一日（休日等を除く。以下この号において「特例対象日」という。）については、第一号の規定にかかわらず、四時間三十分未満とすることができることとし、特例対象日については、第二号の規定は適用しないこと。

第一条の四第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に、「及び第二号又は前項第一号」を「、第二号及び第四号」に、「及び第二号に定める」を「に定める」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項第二号」を削り、同項を同条第三項とする。

第一条の五第三項第二号中「前条第二項」を「前条第一項」に改める。

第十九条の三第三項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に定める以外の負傷又は疾病に係る療養のための休暇 一の年度において連続して九十日を超えない期間

第十九条の三に次の三項を加える。

10 第十条第二項、第三項第四号及び第五号、第四項、第五項並びに第六項ただし書の規定は、第三項第一号の休暇について準用する。ただし、第十条第三項第四

号及び第五号の規定は、次項に規定する場合にあっては、準用しない。

11 条件付採用期間中の非常勤の職員が第三項第一号の休暇を使用する場合の同号の規定の適用については、同号中「一の年度において連続して九十日を超えない期間」とあるのは、「その療養に必要な期間」とする。

12 非常勤の職員が定期的に通院加療を行うことが医学的に見て明らかに必要と判断された場合で、任命権者が委員会と協議して当該通院加療のため第三項第一号の休暇を使用することが必要と認められる場合の同号の規定の適用については、同号中「一の年度において連続して九十日を超えない期間」とあるのは、「その療養に必要な期間」とする。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

（特別の事情を有する場合の特例）

第十九条の四 任命権者は、職務の特殊性等により、第十九条から前条までの規定により難い場合における非常勤の職員の勤務時間及び休暇については、委員会の承認を得て、別に定めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第一条の四第一項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた勤務時間の割振りについて適用し、同日前に行われた勤務時間の割振りについては、なお従前の例による。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号を次のように改める。

六 教育委員 会規則及び 教育委員会 訓令の制定 又は改廃を 行うこと。	教育委員会規 則及び教育委員 会訓令の制定又 は改廃（軽易な 事項に係る改廃 及び法令又は条 例により当然必 要とする改廃を 除く。）を行う こと。	教育委員会規 則及び教育委員 会訓令の軽易な 事項に係る改廃 を行うこと。	教育委員会規 則及び教育委員 会訓令の法令又 は条例により当 然必要とする改 廃を行うこと。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育長専決事項の欄8中「職員」の下に「（地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定に基づく休職にあつては、副教育長等職員に限る。）」を加え、同号部長専決事項の欄中10を11とし、9を10とし、8を9とし、同欄7中「8及び9」を「9及び10」に改め、同欄7を同欄8とし、同欄6を同欄7とし、同欄5の次に次のように加える。

6 地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定に基づき、職員（副教育長等職員を除く。）を休職すること。

別表第二県立学校部の表県立学校校人事課の項第一号教育長専決事項の欄1中「主査級以上の職員」の下に「（以下この項において「副校長等職員」という。）（育児休業法第六条第一項第一号若しくは第十八条第一項又は職員の配偶者同行休業に

関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号）第九条第一項第一号の規定に基づき採用される職員及び臨時的任用職員を除く。）を加え、同欄２中「主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭並びに事務職員及び技術職員のうち主査級以上の職員」を「副校長等職員」に改め、同欄６中「職員」の下に「（地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定に基づく休職にあつては、校長に限る。）」を加え、同号部長専決事項の欄１中「事務職員」を「副校長等職員（育児休業法第六条第一項第一号若しくは第十八条第一項又は職員の配偶者同行休業に関する条例第九条第一項第一号の規定に基づき採用される職員に限る。）並びに事務職員」に、「並びに」を「、」に、「及び寄宿舎指導員」を「並びに寄宿舎指導員（臨時的任用職員を除く。）」に改め、同欄中10を11とし、5から9までを6から10までとし、4の次に次のように加える。

5 地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定に基づき、職員（校長を除く。）を休職すること。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄５中「職員」の下に「（地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定に基づく休職にあつては、校長に限る。）」を加え、同号部長専決事項の欄中9を10とし、5から8までを6から9までとし、4の次に次のように加える。

5 地方公務員法第二十八条第二項第一号の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員（校長を除く。）を休職すること。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一職員の勤務条件等に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄に次のように加える。

5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則十三―十八）第十九条の四に規定する承認をすること。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項事務局長専決事項の欄1中「第二十二條第三項」を「第二十二條の三第二項」に改め、同欄2中「第二十二條第四項」を「第二十二條の三第三項」に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第二百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人キャンパー

二 代表者の氏名

飯田 芳幸

三 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市谷郷一丁目十六番十号

四 失効日

令和二年三月二十四日

告 示

埼玉県告示第二百五十二号

戸田市から戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第二百五十三号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和二年三月二十日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
堀ノ内病院	埼玉県新座市堀ノ内二丁目九番三十一号	令和五年三月十九日
医療法人社団草芳会三芳野第2病院	埼玉県ふじみ野市大原二丁目一番地十六号	同右
ふじみの救急クリニック	埼玉県入間郡三芳町大字北永井九百九十七番地五	同右
自治医科大学附属さいたま医療センター	埼玉県さいたま市大宮区天沼町一丁目八百四十七番地	同右
医療法人財団ヘリオス会ヘリオス会病院	埼玉県鴻巣市広田八百二十四番地の一	同右
医療法人財団聖蹟会埼玉県央病院	埼玉県桶川市大字坂田千七百二十六番地	同右
北里大学メディカルセンター	埼玉県北本市荒井六丁目百番地	同右
大谷整形外科病院	埼玉県東松山市大字下野本五百十七番地	同右
医療法人社団桜友会所沢ハートセンター	埼玉県所沢市上新井二丁目六十一番地の十一	同右
小林病院	埼玉県入間市大字宮寺二千四百十七番地	同右
医療法人花仁会秩父病院	埼玉県秩父市和泉町二十番	同右

告 示

埼玉県告示第二百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アリコペール上尾デパート館

埼玉県上尾市宮本町一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前十時から午後七時三十分

（変更後） 午前七時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前九時三十分から午後八時

（変更後） 午前六時三十分から午後十時三十分

ハ 変更年月日

令和二年四月一日

ニ 届出年月日

令和二年三月十六日

二 縦覧期間

令和二年三月二十七日から令和二年七月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月二十七日から令和二年七月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテUNY本庄店

埼玉県本庄市南一丁目二番十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）アピタ本庄店

埼玉県本庄市南一丁目二番十号

（変更後）MEGAドン・キホーテUNY本庄店

埼玉県本庄市南一丁目二番十号

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計二十者

（変更後）UDリテール株式会社 代表取締役 片桐三希成

神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目十八番地 外 計十五社

ハ 変更年月日

令和二年三月十八日外

ニ 届出年月日

令和二年三月十八日

二 縦覧期間

令和二年三月二十七日から令和二年七月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月二十七日から令和二年七月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテUNY本庄店

埼玉県本庄市南一丁目二番十号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 六三三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六〇〇台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後九時

（変更後）午前八時から翌午前二時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前七時三十分から翌午前二時三十分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前七時から午後九時

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和二年十一月十九日外

ニ 届出年月日

令和二年三月十八日

二 縦覧期間

令和二年三月二十七日から令和二年七月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月二十七日から令和二年七月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール上尾

埼玉県上尾市愛宕三丁目千八百八番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 渋滞緩和

畑医院の現在T字路が工事により交差点に変更されますが、イオンモールから出てくる車両によって、踏切側から右折しようとするが、直進車、左折車が優先の為、現状の信号機では、ほぼ右折する事は出来ない為、バリエープラザから出る事も出来ない。実際に、先日イオンモールの工事車両が十時過ぎに帰って行くことがあったが、まさしく上記の状況になっていました。つきましては、畑医院の交差点の信号機を時差式に変更していただきました。お願いいたします。

(2) 事故防止

(一) 東武バスの上下尾停留所がオーバブリッジの下の方へ移動されるようになってきているが、バリエープラザへの中仙道から左折で入ろうとする車から、歩道の人や特に自転車の人が見にくくなり、事故を起こす可能性が高いので、バス停の移動は止めて戴きたい。実際、今回の工事期間に一度オーバブリッジの下に移動したことがあり、お客様からバリエープラザの管理室へ数回クレームの電話があり、すぐに東武バスに連絡して、現在の位置に戻してもらった経緯があります。いくら、バス専用路線を作るからと言っても、バリエープラザへの入口に近過ぎるので、絶対にバス停の移動は止めていただきたい。

(二) イオンモール建物の反対側に設置しているオーバブリッジのカーブのあたりがバリエープラザの敷地に近く、最近の高齢ドライバーの運転ミスによる事故多発を考慮すると車が下がって来るときなど突っ込んでくることも考えられるので、コンクリートブロックの設置をお願いしたい。(特に、

フードコートで使用しているガスの小型タンクがあるので重大な事故になる恐れがある為。)

(三) オーバーブリッジの有る駐車場の出入口箇所へのパトランプ設置とイオンモールの出入口箇所に交通誘導員を常時配置するように要望します。

(3) 独立広告塔の視認性の保護

オーバーブリッジが設置されたことにより、バリュープラザ上尾愛宕店の独立広告塔の視認性が悪くなってしまった為、オーバーブリッジにバリュープラザのサインの設置をお願いしたく要望します。

二 縦覧期間

令和二年三月二十七日から令和二年四月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二百五十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十条第一項に規定する指定定期検査機関及び同法第一百七十七条第一項に規定する指定計量証明検査機関として、次のとおり令和二年三月六日付けで指定した。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

一般社団法人埼玉県計量協会

二 所在地

埼玉県さいたま市北区櫛引町二丁目二百五十四番地一埼玉県計量検定所内

三 指定期間

令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百五十九号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
秩父市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を神川町役場に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 所在が不明な者の氏名（又は名称）
神住ますみ、島崎辰雄
- 二 通知の要旨
 - イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、令和二年二月二十八日付埼玉県告示第百四十六号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。

告 示

埼玉県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容をときがわ町役場に揭示し、その要旨を次のとおり告示する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 所在が不明な者の氏名（又は名称）
戸口美明、畑芳弘、松村万一
- 二 通知の要旨
 - イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、令和二年二月二十八日付埼玉県告示第百四十七号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。

告 示

埼玉県告示第二百六十二号

測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県川越県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量、修正測量）

三 作業地域

一級河川入間川（川越市の場内外）

四 作業期間

令和二年三月三日から令和二年三月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第二百六十三号

令和元年埼玉県告示第八百八号で公示した公共測量は、令和二年二月二十八日終了した旨測量計画機関である戸田市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第二百六十四号

令和元年埼玉県告示第五百七号で公示した公共測量は、令和二年三月十八日終了した旨測量計画機関である三郷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百六十五号

令和元年埼玉県告示第六百十四号で公示した公共測量は、令和二年三月十三日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和二年関東地方整備局告示第四百四十三号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県北本市東間三丁目百四十三番地

三 都市計画事業の種類及び名称

鴻巣都市計画道路事業三・四・八号仲仙道線

四 事業施行期間

令和二年三月二十三日から令和九年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県鴻巣市本町一丁目、雷電一丁目及び二丁目並びに本宮町地内

ロ 使用の部分

なし

告示

埼玉県告示第二百六十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇〇九―四十六―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字新堀字大宮八百三十七―二 他三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六・一二七立方メートル

告 示

埼玉県告示第二百六十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一〇―十五―三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北足立郡伊奈町七百七十二番一 他七十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五千五百九十四・四立方メートル

告 示

埼玉県告示第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、所沢都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、加須都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、羽生都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百七十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第百三条第三項の規定により鳩山町から毛呂山・越生都市計画事業今宿東土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百七十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第四条第一項の規定により土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により公告する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称及び住所

正能・戸崎地区土地区画整理事業共同施行者

埼玉県加須市北大桑四百三十八番地二

二 事業施行期間

令和二年三月二十七日から令和五年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県加須市大字正能字当開戸、大字戸崎字上及び字下の各一部

四 土地区画整理事業の名称

加須都市計画事業正能・戸崎地区土地区画整理事業

五 事務所所在地

埼玉県加須市北大桑四百三十八番地二

六 施行認可の年月日

令和二年三月二十七日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所及び加須市役所の掲示場に掲示して行う。

告 示

埼玉県告示第二百七十五号

平成十三年埼玉県告示第五百二十二号（路地状敷地等の特例について安全上等支障がない場合の基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

第二号ニ中「建築基準法施行令（昭和二十三年政令第三百三十八号。次号において「令」という。）第百三十六条の二に規定する技術的基準」を「防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十四号）の第四第一号イ」に改める。

第三号中「令」を「建築基準法施行令（昭和二十三年政令第三百三十八号）」に改める。

告示

埼玉県告示第二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第百十七号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道深谷公共下水道（深谷処理区）

三 事業施行期間

昭和四十九年三月八日から令和九年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第百十七号及び昭和五十三年埼玉県告示第千七百九十九号の事業地のうち、深谷市新井字川窪及び沼尻字猿ヶ久保において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第百十七号、昭和五十三年埼玉県告示第千七百九十九号、昭和五十五年埼玉県告示第千五百四十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十三号、平成四年埼玉県告示第四百五十一号、平成六年埼玉県告示第千六百七十号、平成八年埼玉県告示第五百九十三号、平成十四年埼玉県告示第千八百八十五号、平成二十一年埼玉県告示第四百五十号及び平成二十五年埼玉県告示第四百二十五号の事業地に、深谷市大谷字南道忠、字子星塚、字行人塚、字蔦ヶ谷戸及び字天沼、櫛引、榎合字森下、字井戸畑、字大門、字西浦、字雨沼、字鎮守西、字流、字北流、字鎮守浦、字鎮守前、字中、字神楽場、字粕ヶ谷戸、字中西、字行人塚、字松原、字東、字新田原、字新田、字新田浦、字北新田及び字北、人見字政所及び字吹張、柏合字西前、字前原、字南、字土路林、字谷地、字北、字前畠、字山本、字山根、字山根東、字寄埜、字唐沢、字田尻及び字新田、宿根字東原、字東、字西原、字中原、字拾三墳、字出口、字野銭、字中通、字小種窪、字前原、字金剛寺及び字堂前、萱場字西柳井戸、岡字上宿、字中

宿、字前屋敷、字下宿、字内出、字屋敷、字塚東、字里林、字中通、字蛇喰、字岡下村、字白山、字新田、字新田下、字岡村、字普濟寺境、字久保、字熊野、字堤際、字根際及び字八反、普濟寺字前原、字前耕地、字町、字足り、字西田、字西谷田、字菅原及び字元屋敷、岡里、岡部字光善、字内谷田及び字蔵殿、伊勢方字堀西及び字堀東、谷之字田中東、起会字大沼浦、並びに西大沼字愛ノ田及び字谷田を加え、深谷市宿根字中道、西大沼字花小路並びに東大沼字北において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 金子

勉

吉場安行東京線	路線名
川口市大字安行字大元六六四番三地先から 同市大字安行字大元七二五番一地先まで	供用開始の区間
令和二年三月二十七日	供用開始の期日
平成二十九年十一月十日付け埼玉県さいたま 県土整備事務所長告示第七号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長一五二・五〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

路 線 名	東京所沢線
供用開始の区間	所沢市大字山口字山下後四〇番一地 先から同市大字山口字山下後四〇番 一地先まで
供用開始の期日	令和二年三月二十七日
備 考	令和二年三月二十四日 付け埼玉県川越県土整備 事務所長告示第九号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。延長六・ 九五メートル

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>路 線 名</p>	<p>所沢武蔵村山立川線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>所沢市大字山口字山下後四〇番一 地 先から同市大字山口字山下後四〇番 一 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年三月二十七日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和二年三月二十四日 付け埼玉県川越県土整備 事務所長告示第十号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。延長六・ 九五メートル</p>

告示

埼玉県教委告示第十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十七条第五項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定有形民俗文化財は令和二年三月十六日をもって指定を解除された。

令和二年三月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日
有形民俗文化財	田子山富士塚 一基	埼玉県志木市本町 二丁目一七〇五番 地	宗団法人敷 島神社（田子 山富士保存 会）	平成十八年三月 十七日

告 示

埼玉県選管告示第十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和二年三月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団 幸悠会 所沢慈光病院	埼玉県所沢市北中 一丁目二百二十八番地

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、さいたま市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

令和二年三月二十七日

埼玉県住宅供給公社理事長 石川 幸彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

さいたま市市営住宅条例施行規則（平成十三年さいたま市規則第二百二十五号）別表第一（第二条関係）及び別表第二（第三十一条関係）に掲げる市営住宅等（改良住宅を除く。）

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、熊谷市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

令和二年三月二十七日

埼玉県住宅供給公社理事長 石川 幸彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

熊谷市営住宅条例施行規則（平成十七年熊谷市規則第九十二号）別表第一（第二条関係）、別表第二（第二条関係）及び別表第三（第二条、第四十条関係）に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、越谷市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

令和二年三月二十七日

埼玉県住宅供給公社理事長 石川 幸彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

越谷市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年越谷市規則第三十九号）別表（第二条、第三十三条関係）に掲げる市営住宅等（第二弥十郎中層住宅を除く。）

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで